

伊勢原市いじめ防止基本方針【概要】

第1章 基本的な考え方

学校は、児童生徒が将来社会に巣立つ前に、多くの人と関わる中で、社会性を育てていく大切な場である。その過程では、人間関係上の問題も多く発生するが、その中で児童生徒は、はじめて出会う人とのように言葉を変えていくか、気の合わない人ともどのように折り合いをつけていくかなど、多くを学んでいく。そして教職員や保護者、地域の大人たちには、その学びを適切に指導・支援していく責務がある。

つまり、児童生徒同士の問題は、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応することで、児童生徒の社会性や規範意識等を育む一つの機会とすべきものである。

いじめの定義

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本認識

◆ いじめに対する基本認識

- 児童生徒の人権を著しく侵害する絶対に許されない行為
- 児童生徒同士が豊かな人間関係をつくる過程で、どの学校でも、どの児童生徒にも、起こり得るもの
- 当事者だけでなく、周囲の児童生徒も含めた所属集団の構造上の問題
- 大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいもの

【参考】具体的ないじめの態様(国の基本方針より)

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

対策の基本

児童生徒と大人がともに当事者意識をもって、学校・家庭・関係機関をはじめ、広く地域社会全体で、次の3観点から取り組む必要がある。

未然防止

早期発見

早期解決

目的 市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す

第2章 伊勢原市の施策

未然防止

- 学校への指導助言、研修、支援 道徳教育や人権教育／自己有用感や充実感に満ちた学校生活／コミュニケーション能力の育成／児童生徒主体の取組み／地域交流や体験活動の充実／情報モラル教育
- 児童生徒主体の活動推進
- 啓発活動及び研修
- 諸機関・団体との連携

早期発見

- 学校への指導助言、研修、支援 教育相談体制／教職員・児童生徒間の信頼関係づくり／積極的な児童生徒理解／アンケート等によるきめ細かい把握／教職員間の情報共有／相談窓口の周知徹底
- 相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底

早期解決

- 指導主事派遣等による学校支援
- 専門家の招聘による学校支援
- 県教委との連携による学校支援
- 犯罪行為として取り扱われるべき際の警察等との連携
- 児童生徒が抱える課題に応じた児童相談所等の福祉機関や医療機関等との連携

家庭・地域住民・関係機関との連携

地域の諸機関・団体等との連携及び啓発活動

社会教育委員会 人権擁護委員会 子ども育成会連絡協議会 PTA連絡協議会 青少年指導員連絡協議会 青少年相談室補導員連絡協議会 自治会連合会 民生委員児童委員協議会 児童コミュニティクラブ運営委員会 障がい者とともに考える協議会 学校警察連絡協議会 等

伊勢原市いじめ防止等連絡協議会

関係機関・団体等がいじめ防止等に関する連絡調整や情報共有、協議を行うことで、いじめ防止等に係る取組みの改善・充実を図る

第3章 学校の取組

学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等の理念や取組を学校ごとに基本方針として定める。

- 基本方針について保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携して取り組むとともに、児童生徒の主体的な活動を確保する。
- 基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。

未然防止

道徳教育や人権教育、体験活動、特別活動の充実／自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり／児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会／「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成／情報モラル教育の推進 等

早期発見

児童生徒との信頼関係の構築／ささいな変化を見逃さず兆候を早期にキャッチ／教職員間で情報共有／教育相談体制の整備／定期的なアンケート調査や教育相談／ネットいじめの早期発見

早期解決

対策委員会による情報共有、組織的な対応／速やかな事実確認／教育委員会への報告／いじめを受けた児童生徒の安全確保／いじめを行った児童生徒への毅然とした指導及び背景を踏まえた支援／保護者への説明、協力、支援／警察や福祉・医療機関等との連携／解消後の継続的な見守り

家庭・地域住民・関係機関との連携

相談窓口の周知／いじめに関する情報提供・啓発活動／電話相談や家庭訪問等による保護者との連携／警察や児童相談所、医療や福祉等の専門機関、自治会や民生委員児童委員等との日頃からの連携／地域交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等による地域住民との日頃からの連携

学校いじめ防止対策委員会の設置

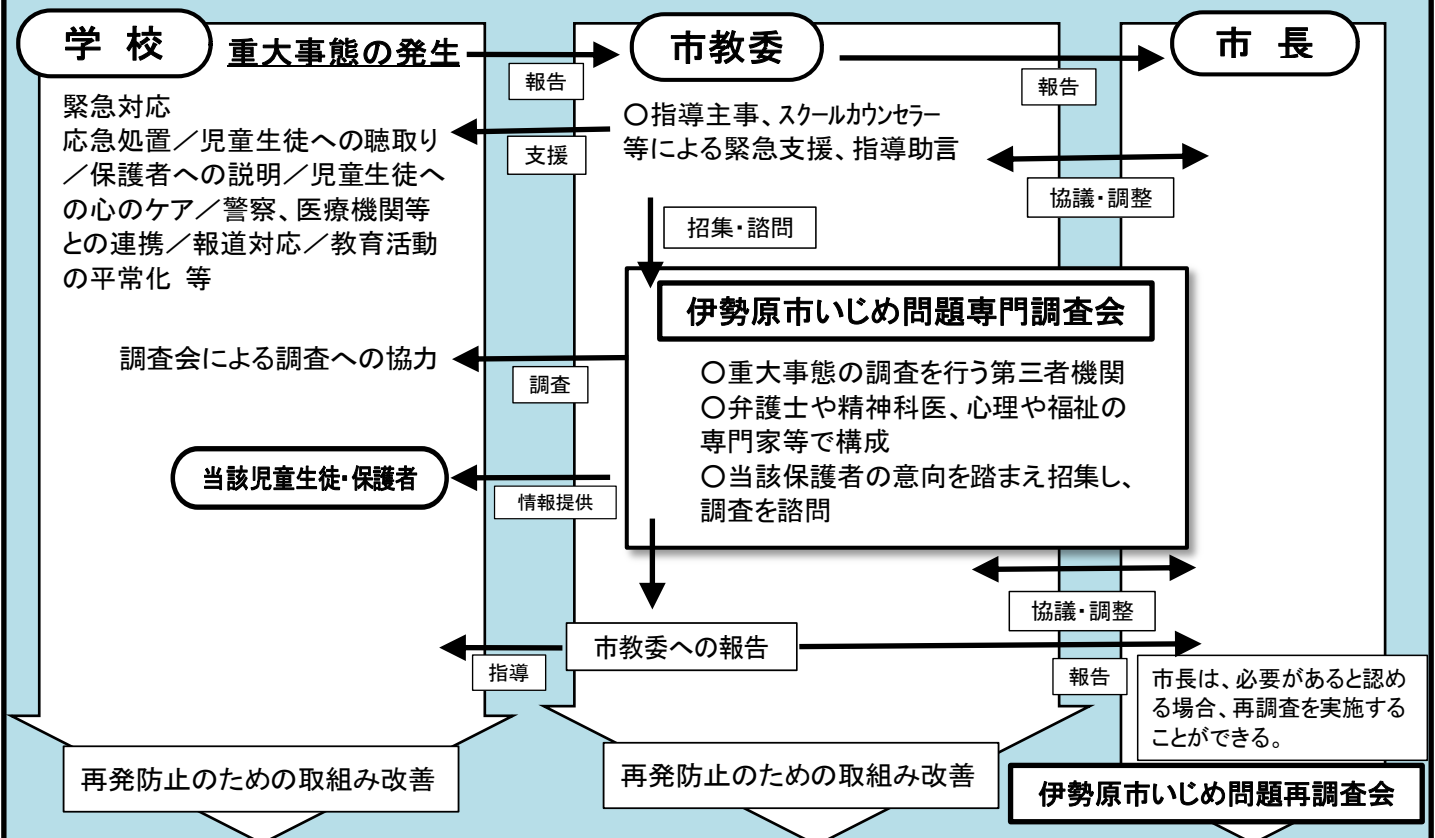
- 複数の教職員やスクールカウンセラー等により構成。必要に応じて外部からの委員を加える。
- 対策委員会の役割・・・取組みの実施や計画の作成・見直しの中核／相談・通報の窓口／情報の迅速な収集・記録・共有、事実関係の聴取、指導や支援の方針決定、保護者との連携等／学校の基本方針の策定や見直し、ケースの検証 等

第4章 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより

①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害

②児童生徒が相当の期間学校を欠席



■ お問い合わせ ■

伊勢原市教育委員会 教育指導課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地

Tel. 0463-94-4711(代表)